別記第２号様式

入　　札　　説　　明　　書

　池田町ふれ愛の家増築整備事業　ふれ愛の家増築整備工事の一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公告日 令和２年７月１５日（水）

２　一般競争入札に付する事項

　(1)　仕様書番号及び工事名 社福工第１号

池田町ふれ愛の家増築整備事業　ふれ愛の家増築整備工事

　(2)　工　　事　　場　　所 揖斐郡池田町下東野大工屋18番１、18番12

　(3)　工　　事　　概　　要 工種　建築一式工事

 建物構造　鉄骨造平屋建　増築床面積　583.7㎡

　(4)　工　　　　　　　　期 契約の日から　令和３年３月10日まで

　(5)　本工事の入札は、電子入札システムを用いて行います。なお、電子入札システムによりがたいものは、事前に発注機関の長の承諾を得た場合に限り書面で提出することができます。

３　参加資格

　本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる条件をすべて満たし、池田町長の参加資格確

認を受けた者でなければなりません。

　(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

　(2)　池田町入札参加資格者名簿に登載されていること。

　(3)　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申

し立て（同法附則第２条の既定によりなお従前によることとされる更正事件に係るものを含む。）

をした者にあっては、同法第199条第１項若しくは第２項又は第200条第１項の規定による更生

計画認可（同法附則第２条の既定によりなお従前によることとされる更正事件に係るものを含む。）

の決定を受けていること。

　(4)　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項及び第２項の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあっては同法第174条第１項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

　(5)　建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築工事業の特定建設業許可を受けていること。

　(6)　建設業法に規定する建築工事に係る建設業法に基づく経営審査の本工事の公告日における総合評点が800点以上あること。

　(7)　地方公共団体が発注した1,000㎡以上の建築（新築）工事の施工実績があること。

　(8)　本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は次の基準を満たし、かつ、本工事に専任で配置できる者であること。

　　ア　建設業法第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）に該当する資格を有する者であること。なお、直接的かつ恒常的な雇用関係があるものに限る。

　　イ　平成17年度以降に元請負の監理（又は主任）技術者若しくは現場代理人として従事した実績を有する者であること。（ただし施工引渡しが完了した施設に限る。）

　　ウ　監理技術者にあっては、建築工事業の監理技術者資格者証を有する者であること。

　(9)　池田町から、池田町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく資格停止措置を入札参加資格確認申請期限日から当該工事の本契約締結の日までの期間内に受けていないこと。

　(10)　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者との資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

　(11)　建設業法に規定する許可業種のうち、建築工事の許可を受けて３年以上営業をしていること若しくは同等の実績があること。

(12)　西濃圏域に本店を有する者、又は県内に本店を有し西濃圏域に支店を有する者。

(13)　以下に定める届出の義務を履行している建設業者であること。

　　①　健康保険法（大正11年法律第70条）第48条の規定による届出の義務

　　②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

　　③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

４　設計業務等の受託者等

　(1)　対象工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者です。

　　　内藤設計事務所

　(2)　当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある設計業者とは次の①又は②に該当する者で

す。

①　当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

②　建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

５　工事担当施設

　　池田町社会福祉協議会　ふれ愛の家

　　　〒５０３－２４１４　　岐阜県揖斐郡池田町下東野１８－８

　　　　　　　　　　　　　　電話番号　０５８５－４４－１８７７

６　申請等担当課

　　池田町役場　総務部　総務課

　　　〒５０３－２４９２　　岐阜県揖斐郡池田町六之井１４６８－１　池田町役場内　２階

　　　　　　　　　　　　　　電話番号　０５８５－４５－３１１１（内線２３５）

７　参加資格確認の申請

　　(1)　この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を次により、提出しなければなりません。

　　　①　提出期間

　　　　令和２年７月１６日（木）から令和２年７月２７日（月）までの町の機関の休日を除く毎日　午前９時から午後５時まで

　　　②　提出場所

　　　　電子入札システムにて行う。紙入札方式が認められた場合は、別記様式１から４及びその他添付資料を入札担当課に持参すること。

　　(2)　申請書は、別記様式１により作成して下さい。

　　(3)　同種の工事の施工実績及び配置予定の技術者の同種の工事の施工経験については、平成17年度以降に、工事が完了し引き渡しが済んでいるものに限り記載して下さい。

　　(4)　資料は次により作成して下さい。

　　①　施工実績

　　　参加資格が確認できる同種の工事の施工実績を別記様式２に記載して下さい。

なお、記載件数は代表的な工事３件までとします。

②　配置予定の技術者

　参加資格が確認できる配置予定の技術者の資格及び同種の工事の経験を別記様式３に記載して

下さい。この場合において、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することができます。ただし、候補技術者の数を超える数の入札について参加資格の確認を申請することはできません。

③　契約書の写し

　同種の工事実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出して下さい。

　なお、契約書の写しはコリンズによる工事カルテの内容印刷出力書に代えることができるものとします。

④　技術者の資格証明書の写し

　配置予定の技術者の資格証明書の写しを提出して下さい。

⑤　営業年数

　建設業法に規定する許可業種のうち、建築工事の許可を受けて３年以上営業をしていること若しくは同等の実績があることの証明書類（別記様式４）

⑥　参加資格の確認は、令和２年７月２９日までに電子入札システム上で通知します。

⑦　その他

　ア　資料の作成に係る費用は、提出者の負担とします。

　イ　提出された申請書及び資料を、参加資格の確認以外に無断で使用しません。

　ウ　提出された申請書及び資料は、返却しません。

　エ　申請期限日以降に、原則として、申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めません。

　オ　資料提出等に関する問い合わせ先

　　６に同じ

８　参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

　(1)　参加資格がないと認められた者は、その理由について次により、説明を求めることができます。

　　①　提出期間

　　　　　令和２年７月３０日（木）から令和２年８月７日（金）までの町の機関の休日を除く毎日　午前９時から５時まで

　　　②　提出場所

　　　　電子入札システムによる。紙入札方式が認められた場合は、入札担当課に書面で持参して下さい。

　　　③　その他

　　　　郵送又は電子入札システム以外の電送によるものは受け付けません。

　(2)　町は、説明を求めた者に対し令和２年８月１７日（月）までに電子入札システムにより回答します。

９　仕様書・積算内訳等に対する質問

　(1)　仕様書・積算内訳等に対する質問がある場合は、次により、提出して下さい。

　　①　期間

　　　令和２年７月１６日（木）から令和２年８月１８日（火）までの町の機関の休日を除く毎日　午前９時から午後５時まで

　　②　提出場所

　　　電子入札システム又は任意様式で書面により入札担当課に持参して下さい。

　　③　その他

　　　郵送又は電子入札システム以外の電送によるものは受け付けません。

　(2)　回答書は、次のとおり電子入札システム上及び池田町役場１階閲覧室での閲覧に供します。

　　①　期間

　　　　令和２年８月２１日（金）から令和２年８月２５日（火）までの町の機関の休日を除く毎日　午前９時から午後５時まで

　　②　場所

　　　電子入札システム上もしくは閲覧場所は池田町役場１階　閲覧室

１０　入札の日時および場所等

　(1)　入札書・工事費内訳書受付期間

　　　令和２年８月２６日（水）午前９時００分から令和２年８月２７日（木）午後３時までの間に提出して下さい。

　(2)　場所

　　　電子入札システムにて行う。紙入札方式が認められた場合は、上記時間内に、入札書・工事費内訳書を封筒に入れ、入札担当課に持参すること。

１１　入札等

　(1)　郵送又は電子入札システム以外の電送による入札は認めません。

　(2)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。

　(3)　一度提出した入札書は、これを書換え、引替え又は撤回をすることはできません。

　(4)　その他入札執行については、地方自治法、同法施行令及び規則に定めるところによります。

１２　工事費内訳書の提出

　(1)　入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めます。

　(2)　工事費内訳書は、別記様式５とし、内訳書（明細）を添付して電子入札システムを通じて提出して下さい。紙入札方式が認められた場合は、入札書と工事費内訳書を封筒に入れ、入札担当課に持参して下さい。内訳書（明細）の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにしてください。

　(3)　工事費内訳書は返却しません。

　(4)　工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではありません。

１３　開札の日時及び場所等

　　　令和２年８月２８日（金）　午前９時００分

　　　電子入札システムにて開札します。

１４　落札者の決定方法

　(1)　池田町契約規則(昭和40年池田町規則第６号)（以下「規則」という。）第10条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格の者を原則として落札者とします。

　　　　ただし、最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上のうちの最低価格の者を落札者とします。

　(2)　落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上ある場合は、くじによって落札者を決定します。

　　なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。

１５　入札保証金及び契約保証金

　(1)　入札保証金　免除

　(2)　契約保証金　納付。ただし、契約保証金に代わる担保としての国債等（規則第６条）又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付にかえることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

１６　入札の無効

　(1)　本公告に示した参加資格のない者の入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札

に関する条件に違反した入札並びに次の各号の１に該当する入札は無効とします。

　　①　入札者の資格を有しない者が入札をしたとき。

　　②　入札保証金を免除した場合を除き、定められた額の入札保証金が納付されていないとき。

　　③　入札書に記名押印のないとき(電子入札の場合は、電子認証を受けていないとき。)、又は記載内容が明らかでないとき。

　　④　入札事項を表示せず、又は一定の金額をもって価格を表示しないとき。

　　⑤　入札者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。

　　⑥　入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。

　　⑦　入札に関し不正行為があったとき。

　　⑧　その他契約担当課長があらかじめ指定した事項に違反したとき。

　　　また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消します。

　(2)　参加資格のあることを確認された者であっても、公告に示した２の各項の資格を欠く入札参加

希望者は、入札参加資格のない者とします。

１７　落札の無効に関する事項

　　落札者は、落札の通知を受け付けた日から、原則として１週間以内に契約（仮契約）を締結しないときは、その落札は無効とします。

１８　入札又は開札の中止及びこれによる損害に関する事項

　　天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止します。この場合における損害は、入札者の負担とします。

１９　苦情申し立て

　　一般競争入札の手続に不服がある者は、６の担当課に対して苦情申し立てを行うことができます。

２０　契約の時期

　　池田町社会福祉協議会の議決に付さなければならない建設工事は、落札後仮契約を行い理事会の議決後に本契約を締結します。

２１　契約手続の停止等

　　池田町公正入札調査委員会が契約を解除すべき旨の提案が行われたときは、契約手続の停止等があ

り得ます。

２２　その他

　(1)　契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

　(2)　申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、参加資格の取り消しとなります。

　(3)　落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を対象工事の現場に配置してください。

　(4)　その他詳細不明な点については、６の担当課に照会してください。